

2 板子保第 1 7 7 号
令和 2 年 4 月 1 3 日

板橋区内の認可保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の皆さま

東京都板橋区長 坂 本 健
(公印省略)

**緊急事態宣言発令に伴う板橋区内認可保育所等の登園自粛要請を踏まえた
従業員の勤務にかかる配慮について (要請)**

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日、国より新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。これを受け、板橋区においては、区内認可保育所等において感染拡大防止を徹底するため、育児休業取得中、テレワーク、仕事を休めるなど、保護者のいずれかがご在宅のご家庭は、緊急事態宣言が発令されている期間においては、保育園に登園しないよう強く要請をしております。

事業者の皆さまにおかれましては、従業員の休暇取得に際して、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「区が臨時休園としない限り、勤務先が仕事を休ませてくれない。そのため保育園に預けざるを得ない」といった登園児保護者からのご相談が現在、区に多数寄せられております。

区は、社会機能の停止や混乱を避けるため、保育所を一律に臨時休業とはせず、感染拡大防止策を講じ、強く自粛要請をしたうえで受入態勢を縮小して開園しています。

こうした状況下で、医療従事者や、緊急事態下においても社会機能を維持するため就労が必要なご家庭へ保育を提供するためには、真に保育を必要とする方以外は、利用しないでいただくことが不可欠です。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、板橋区からの自粛要請の趣旨及び、爆発的な感染者の増加と医療提供体制の崩壊を阻止するという、政府の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、**臨時休園の場合と変わらぬ取扱い**をしていただけるよう、保護者の勤務先事業者様におかれましても、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

(担当) 保育サービス課保育運営・給食係
TEL 03-3579-2483
保育サービス課民間保育振興係
TEL 03-3579-2492